

■Article■ .....

同族会社の行為計算否認／組織再編に伴う同族会社からの借入金利子

～ユニバーサルミュージック事件～

令和元年6月27日東京地裁判決（全部取消し）（控訴） Z888-2250

税理士 原木 規江

はじめに

東京地裁で同日に2件の行為計算規定に基づき否認された事案に対する判決がされた。そのうちの1つである音楽事業を目的とする日本法人であるユニバーサルミュージック合同会社（原告）の東京地裁判決を紹介する。この事案は、同族会社である外国法人からの借入金に対する支払利息の額を損金の額に算入して、法人税の確定申告を行ったところ、処分行政庁（麻布税務署長）が、当該支払利子の額の損金算入は原告の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項に基づき、損金算入を否認したものである。法人税法132条1項の「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かが争点となっている。

I 事案の概要

- ① 原告は、平成20年10月7日にオランダ法人CMHL B.V.（以下「CMHL」という。）を完全親会社として設立された音楽事業を目的とする日本法人（合同会社）であり、メディア事業、テレビ事業、映画事業、音楽事業等を行うフランス法人 Vivendi S.A.（以下「ヴィヴェンディ」といい、ヴィヴェンディを究極的な親会社とする傘下のグループ法人を合わせて「ヴィヴェンディ・グループ」という。）の間接的な完全子会社で、法人税法2条10号の同族会社に該当する。
- ② ヴィヴェンディ・グループは、遅くとも平成20年（2008年）7月23日までに、日本の関連会社の組織再編等を目的とした本件再編成等スキームを作成し、これに基づき本件組織再編取引（下記③）及び本件財務関連取引（下記④）（以下「本件組織再編取引等」という。）が実行された。
- ③ 本件組織再編取引は、以下の一連の行為である。

平成20年（2008年）9月25日	ヴィヴェンディの間接的な子会社である英国法人Centenary Music Holdings Limitedがオランダ法人CMHLを完全子会社として設立
平成20年（2008年）10月7日	CMHLが完全子会社として200万円の資本金により原告を設立（本件設立）

平成20年（2008年）10月29日	C M H L が原告に295億円の追加出資（本件増資）
同日	原告はUMKK（ヴィヴェンディ・グループの音楽事業を目的とする日本法人ユニバーサルミュージック株式会社）外2社の株式購入代金及びその関連費用に充てるため、ヴィヴェンディ・グループのフランス法人UMI Finance S.A.S.（以下「UMIF」という。）との間で、借入金の利率を平成26年（2014年）年10月29日まで年6.8%、同日以降年5.9%として、866億6132万円を借り入れ、平成40年（2028年）10月29日に借入金残額及び経過利息等を返済するという内容の金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき、UMIFが原告に対し866億6132万円を交付（本件借入れ）
同日	原告はヴィヴェンディ・グループのオランダ法人でUMKKの直接親会社Universal Music Trading Company B.V.（以下「UMTC」という。）から同社が保有するUMKKの全発行済株式94万7000株を1144億1800万円で取得（本件買収）
同日	原告はヴィヴェンディ・グループのオランダ法人で日本法人株式会社ユニバーサル・ミュージック・MGB・パブリッシング（以下「MGBKK」という。）の直接親会社Universal Music Publishing MGB B.V.（以下「MGBBV」という。）から同社が保有するMGBKKの全発行済株式500株を14億6900万円で取得（本件MGBKK買収）
同日	原告はヴィヴェンディ・グループの英国法人で日本法人株式会社ヴィツレーコズ・ジャパン（以下「V2J」という。）の直接親会社V2 Music Group Limited（以下「V2」という。）から同社が保有するV2Jの全発行済株式9000株を2000ポンド（32万円）で取得（本件V2J買収）

平成20年（2008年）11月6日	原告は、資本金100万円でUMP G K（ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング合同会社）を設立
平成20年（2008年）11月10日	原告とUM K Kは、原告を存続会社、UM K Kを消滅会社として吸収合併（効力発生日は平成21年1月1日）する旨の契約を締結
平成20年（2008年）1月1日	原告は上記契約に基づき、UM K Kを吸収合併（本件合併）。これにより、UM K Kは消滅し、原告はUM K Kの資産、負債及び利益剰余金を引き継ぐとともに、消滅するUM K K株式について1076億2096万2396円を抱き合い株式消滅損失として消却処理
平成21年（2009年）7月1日	UMP G K、MGB K K及び株式会社ユニバーサル・ミュージック・パブリッシング（以下「UMP K K」という。日本法人で、原告（本件合併前はUM K K）の子会社）は、UMP G Kを存続会社、MGB K K及びUMP K Kを消滅会社として吸収合併

- ④ 平成20年（2008年）10月29日に実行された本件組織再編取引に係る原告の原資は、上記CMHLからの295億円の追加出資及びUMIFからの866億6132万円の借入れ（本件貸付け、UMIFがヴィヴェンディから同額を借入れたもの）である。買収代金は、原告から売主であるUMTC、MGBKKに支払われた後、ユーロに両替された上で、ヴィヴェンディ・グループの法人を経由して、最終的にヴィヴェンディに送金された（本件財務関連取引）。本件財務関連取引の一環として、平成20年（2008年）10月29日9時10分から13時17分（一部時間不明）の間に、三菱銀行UFJ銀行明治通支店における日中資金立替により、ヴィヴェンディ、MGBBV、UMTC、CMHL、UMGT、UMIF及び原告の各口座間で、グループ内送金の方法で資金決済が行われた。
- ⑤ 原告が本件各事業年度において、損金の額に算入した支払利息の額は、総額170億8471万9121円、実際の支払額は164億6019万1164円（差額は未払計上）であった。
- ⑥ 処分行政庁（麻布税務署長）は、同支払利息の損金算入は原告の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項に基づき、その原因となる行為を否認して原告の所得金額を加算し、本件各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（ただし、本件の争点とは関係しない所得金額に誤りがあったとして減額更正がされている。減額後の各処分を併せて以下「本件各更正処分等」という。）をした。これに対

し、原告が、本件借入れは原告を含むグループ法人の組織再編の一環として行われた正当な事業目的を有する経済合理性のある取引であり、本件各更正処分等は違法な処分であるなどと主張してその取消しを求めた。

## II 裁判所の判断

### 1 概要

裁判所は、本件組織再編取引等は、ヴィヴェンディ・グループ全体にとっても、原告にとっても、経済的合理性を欠くものと認めることはできないから、本件借入れは法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するとはいえないと判断した。

### 2 「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の解釈

- ① 法人税法132条1項1号は、同族会社が少数の株主又は社員によって支配されているため、同族会社の法人税の税負担を減少させる行為や計算を行うことが容易であることに鑑み、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平を維持するため、同族会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものと解される。このような同号の趣旨に照らせば、当該同族会社の行為又は計算が、同項柱書にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かは、専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される。
- ② 利益を産み出し、これを出資者である株主や社員に対して還元することを究極の目的とする会社にあつては、事業の目的に沿った種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上などの様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができる。仮に、税務署長が法人税法132条1項の適用に当たり、会社の経営判断の当否や、当該行為又は計算に係る経済的合理性の高低をもって「不当」か否かを判断することができる。課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を委縮させるおそれが生じるといわざるを得ない。したがって、当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない。
- ③ 同族会社にあつては、自らが同族会社であることの特性を活かして経済活動を行うことは、ごく自然な事柄であつて、それ自体が不合理であるとはいえないから、同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との税負担の公平が害されることとはならな

い。

- ④ 以上を踏まえると、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。

### 3 経済的合理性の有無を判断する対象

- ① 法人税法132条1項の「その法人の行為又は計算で」という文言によれば、「その法人」とは、法人税につき更正又は決定を受ける法人（更正対象法人）をいうものであると解され、本件においては、本件各更正処分を受けた原告がこれに該当する。
- ② 経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算（直接起因行為）であると解するのが相当である。
- ③ これを本件についてみると、本件各事業年度における原告の法人税額を減少させる結果を直接生じさせた行為（直接起因行為）は、本件借入れであり、原告は、本件借入れに基づきUMIFに対して支払った本件利息の額を本件各事業年度における損金の額に算入したために、課税対象所得が減少し、その結果法人税の額が減少したものであるから、本件においては、原告による本件借入れを対象として、その経済的合理性の有無を判断するのが相当である。

### 4 本件借入れに係る経済的合理性の有無

- ① 原告による本件借入れが行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した本件8つの目的は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務体制の強化（グループ内における負債の経済的負担の配分、為替リスクのヘッジに係るコストの軽減）等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであったと認められる。
- ② 本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当であったと認められる。
- ③ 本件組織再編取引等によるこれらの目的の達成は原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れが原告に不当な経済的不利益をもたらすものであったとはいえない。
- ④ そうすると、原告による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということはできないから、専ら経済的、実質的見地において、純粹経済人として不自然、不合理なものとはいえず、したがって、経済的合理性を欠くものと認めることはできない。

## 5 結論

本件においては、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するということとはできないから、これに該当することを前提としてされた本件各更正処分等はいずれも違法である。

### 【コメント】

上記判決と同日にされた東京地裁民事第2部の判決は、法人税法132条の2の組織再編成に係る行為又は計算の否認について争われた事案（Z888-2251）である。同判決は、組織再編税制に係る規定を租税回避の手段として濫用することによって法人税の負担を減少させるものとして法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるとされている。

また、法人税法132条1項に係る不当性が争われた近時の事案として、IBM事件（東京高判平成27年3月25日・Z265-12639，第一審は東京地判平成26年5月9日・Z264-12469，上告不受理・Z266-12802）がある。本判決の上記Ⅱ2①の解釈は、従来の裁判例（最二判昭和53年4月21日・Z101-4179，最一判昭和59年10月25日・Z140-5427）と同様であるが、これを前提に、IBM事件高裁判決では、経済的合理性の判断基準として、租税回避目的が認められなければ同項の適用要件を満たさないとの納税者の主張を排斥し、独立当事者間の通常取引と異なっている場合を含む（経済的合理性を欠く場合に当たる）と解したのに対し、本判決は上記Ⅱ2②のとおり、「同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との税負担の公平が害されることとはならない。」と同条の適用範囲を限定的に解する判示がされている。なお、本件は控訴されている。

以上